

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

町では、肺炎球菌による肺炎の発症および重症化を防ぐため、高齢者の方を対象に「肺炎球菌予防接種」を実施しています。対象となる方で、**今まで接種したことのない方は保健センターまでお問い合わせください。**

なお、対象となる方には4月上旬に案内ハガキまたは予診票をお送りします。

対象者 下記①または②に該当する方

①令和5年度に以下の生年月日に該当する方

年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

②令和5年度中に、60歳以上65歳未満の方で、**心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方およびヒト免疫不全ウイルスにより重い障がい**を有する方

※なお、上記①②ともに、過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を接種したことのある方(実費で接種した方も含む)は接種対象となりません。

実施期間 令和6年3月30日(土)まで

※期間内に接種しない場合、その後の接種料金は全額自己負担となります。

接種料金

自己負担金 2,000円



実施医療機関

町内医療機関および町外の実施医療機関

※接種可能かどうか事前に医療機関にお問い合わせのうえ、受けてください。

接種の際の持ち物

- 高齢者肺炎球菌予診票
- 予防接種済証
- 保険証

※予診票や予防接種済証をお持ちでない方で、接種を希望される方は、保健センターまでお問い合わせください。

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線511) 直通75-6230

くらしのための固定資産税

令和5年度固定資産税は、令和5年1月1日時点の土地・家屋・償却資産を所有する方に納めていただきます(年の途中で所有権の移転があっても月割、日割にはなりません)。納税通知書は、4月中旬に発送する予定です。課税明細書の内容に不明な点がありましたら、総務課税務係へお問い合わせください。

**固定資産税課税台帳
(名寄帳)の閲覧**

4月3日(月)から、所有者ごとの所有する土地・家屋・償却資産が記載されている令和5年度の固定資産税課税台帳を、所有者本人、借地・借家人の方などが閲覧できます。閲覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの

- 本人確認書類
- 借地・借家人の方が申請する場合は、対象となる土地または家屋が明記された賃貸借契約書
- 代理の方が申請する場合は、委任状

閲覧手数料 1件300円

無料閲覧期間

4月3日(月)～5月1日(月)

※右記期間は、手数料がかからず閲覧ができます。(ただし、写しが必要な場合は、コピー代(1枚10円)がかかります。)

**土地・家屋価格等縦覧
帳簿の縦覧**

坂城町の固定資産税の納税者の方は、町内全ての土地・家屋の固定資産税評価額を縦覧することができます。縦覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの

- 納税通知書、本人確認書類
- 代理の方が申請する場合は、委任状
- 手数料** 無料
- ※写しの交付はできません
- 縦覧期間** 4月3日(月)～5月1日(月)

◎問い合わせ先

総務課税務係

☎82-3111

(内線143・144)
直通75-6206